

「第10回現代ガラス展 in 山陽小野田に係る業務委託」  
に関する公募型プロポーザル実施要領

現代ガラス展実行委員会

令和8年1月

## 1 「現代ガラス展 in 山陽小野田」とは

セメントのまちからガラス芸術のまちへ。山陽小野田市はセメントに代表される窯業のまちとして発展してきました。古代には「須恵器」の生産地として賑わい、明治になると「硫酸瓶」など製陶業が盛んになりました。明治14年には国内初の民営セメント会社が設立されています。

窯業を伝承しつつ新しい市の文化を創造し、全国へ発信するために、本市出身のガラス作家である竹内傳治氏と、窯業のひとつであるガラスに注目し平成12年に「日本の現代ガラス展」を開催したのが、ガラスのまちの始まりです。翌年からは公募展「現代ガラス展」を3年に一度開催しており、令和8年度には第10回展を迎えます。

この「現代ガラス展」は竹内氏の遺志を受け、応募資格に45歳以下という年齢制限を設けており、今では若手ガラス作家の登竜門的コンペティションとして全国的にも知られています。

本ガラス展の開催にあたり、商工会議所や文化協会などの各団体からなる実行委員会を立ち上げ、更に、ガラスに関心が深い市民による推進委員会を組織し、企画・運営を担っています。また、ガラス作家の野田雄一氏にはスーパーバイザーとして展示やデザインを中心に関わっていただきます。市民とガラス作家、関係団体、市が協力することで「ガラスアートのまち山陽小野田」をより発展させることができると考えています。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

第10回現代ガラス展 in 山陽小野田に係る業務委託

### (2) 業務内容

「第10回現代ガラス展 in 山陽小野田に係る業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで（予定）

### (4) 提案上限額

6,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 選定方法

公募型プロポーザル方式

## 4 資格要件

参加表明書提出時において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づ

- く再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1項  
第1号から第3号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 山陽小野田市から指名停止の措置を受けていないこと、又は受けること  
が明らかではないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 美術・文化イベントで業務実績があること。

## 5 選定に関するスケジュール（予定）

(1) プロポーザル公募開始	1月 5日（月）
(2) 質問書の提出期限	1月 22日（木）
(3) 質問に対する回答	1月 28日（水）
(4) 参加表明書の提出期限	2月 3日（火）
(5) 企画提案書等の提出期限	2月 17日（火）
(6) 審査（プレゼンテーション）	3月 2日（月）
(7) 審査結果の通知	3月上旬
(8) 契約締結	3月上旬

## 6 質問の受付及び回答について

- (1) 提出書類  
質問書（様式1）
- (2) 提出期限  
令和8年1月22日（木）17時
- (3) 提出方法  
電子メールに限る。  
※送信後は電話連絡により受信確認を行うこと。
- (4) 提出場所  
「13 問合せ先」に同じ
- (5) 回答方法  
令和8年1月28日（水）までに山陽小野田市ホームページにおいて公表するものとし、個別には回答しない。  
なお、当該回答は本実施要領、仕様書等を保管、追加又は修正したものとして取り扱う。

## 7 参加表明書等の提出について

- (1) 提出書類
- ア 参加表明書（様式2）
- イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書をいう。申請日前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

ウ 本社所在地の国税及び地方税（県税・市税）の納税証明書（未納がないことの証明。申請日前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年2月3日（火）17時

(4) 提出方法

事務局へ郵送又は持参。

※郵送の場合は提出期限必着、持参の場合の受付時間は9時～17時とする。

(5) 提出場所

「13 問合せ先」に同じ。

## 8 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式3）

A4判又はA3判。A3判の場合はA4判サイズに折り込むこと。

イ 見積書（様式4）

積算内訳書（任意様式）を添付すること。

ウ 会社概要（様式5）

パンフレット等、会社の概要がわかるものがあれば添付すること。

エ 美術・文化イベント関連業務実績（様式6）

過去5年以内の実績を記載すること。

オ 業務実施体制表（様式7）

企画提案書等の提出時点又は業務開始時点で提案内容や事情により業務従事者が変更になっても差し支えない。ただし、総括責任者については、原則、変更を認めない。

カ 経歴書（様式8）

業務実施体制表に記載した者全てについて、別葉にて作成すること。

(2) 提出部数

18部（正本1部、副本17部）

(3) 提出期限

令和8年2月17日（火）17時

(4) 提出方法

事務局へ郵送又は持参。

※郵送の場合は提出期限必着、持参の場合の受付時間は9時～17時とする。

(5) 提出先

「13 問合せ先」に同じ

#### (6) 企画提案に当たっての留意事項

提出資料の著作権は参加者に帰属する。ただし、当実行委員会は提出された資料の内容を自由に使用できるものとする。

### 9 審査委員会

委託業者を選定するにあたっては、現代ガラス展制作業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査する。

### 10 受託候補者の選定方法等

#### (1) プレゼンテーション

ア 開催日 令和8年3月2日（月）

イ 開催場所 山陽小野田市民館（山陽小野田市栄町9番25号）

ウ 出席者 3人以内

エ 時間配分は準備10分、説明20分、質疑応答20分、片付け5分を目安とする。

オ プレゼンテーションで使用するパソコン、接続ケーブルについては提案者で用意すること。（プロジェクター及びスクリーンは事務局において用意する。）

#### (2) 選定方法

各事業者から提出された企画提案書、デザイン見本等をもとにしたプレゼンテーションを受けた後、別に定める評価基準に基づき、審査委員会が審査、評価する。

#### (3) 審査結果の通知及び公表

プレゼンテーションの審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。また、審査結果については山陽小野田市ホームページで公表する。

なお、審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。

#### (4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする場合がある。

ア 提出期限までに資料が提出されない場合

イ 虚偽の内容が記載されている場合

ウ プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合

エ プロポーザルに関して、審査委員と接触を図った場合（ただし、審査委員会が指定した場合を除く。）

オ その他、審査委員会において不適当と認められた場合

### 11 契約の締結

実行委員会と受託候補者で、本プロポーザルにおいて示された企画提案書及び見積書の内容をもとに業務内容の詳細な協議を行い、正式な受託者として決定した後に、契約を締結する。この場合において、当該契約の金額

は、見積価格と同額とするとは限らない。

なお、契約業務の遂行にあたっては、現代ガラス展スーパーバイザーとも連携を行うこととする。

## 1 2 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において複写することがある。
- (4) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについては、この限りではない。
- (5) プレゼンテーション及び審査委員会は非公開とする。

## 1 3 問合せ先

現代ガラス展実行委員会事務局

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
文化スポーツ推進課内

T E L : 0836-82-1115 (直通) F A X : 0836-83-2604 (代表)

E-mail : glass-art@city.sanyo-onoda.lg.jp

受付時間：9時～17時